

発委第4号

令和5年3月22日

北栄町議会議長 津川俊仁様

提出者 北栄町議会総務教育常任委員会  
委員長 町田貴子

安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大增税の中止、くらしと福祉に予算をまわすよう求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

安保関連3文書の閣議決定を強行し、その財源を大增税で賄おうとすることは容認できないため。

安保関連3文書の閣議決定に抗議し、大軍拡・大增税の中止、くらしと福祉に予算をまわすよう求める意見書

政府は、昨年12月16日、「安全保障3文書」を閣議決定した。国会での審議もなしに強行することは、民主主義を根底から破壊する暴挙であり、強く抗議する。

安保3文書の最大の新たな踏み込みは、反撃能力という名で、敵基地攻撃能力の保有を進めることである。敵基地攻撃能力の保有は、専守防衛というこれまでの政府の解釈さえふみにじる憲法違反であることは明らかである。

大軍拡・大增税のために、社会保障費や教育予算などがしわ寄せを受ければ、ただでさえ、コロナ禍や物価高騰で疲弊している私たちのくらしはさらに困難となる。大軍拡・大增税を中止し、くらしと福祉に予算をまわすよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月22日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣
財務大臣	防衛大臣	厚生労働大臣